

(非公式訳)

投資委員会布告

第 Sor. 1 / 2563 号

件名：投資委員会布告第 2 / 2557 号に基づく

投資奨励対象業種表の改定

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2 / 2557 号「投資奨励政策及び基準」に引き続き、

仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条の第 2 段落、第 18 条及び第 31 条の権限に基づき、投資委員会は仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2 / 2557 号巻末の業種 5.9 デジタル技術サービス(Digital Service) 及び業種 7.9.2.2 デジタル工業団地またはデジタルパーク(Digital Park) の内容を廃止し、代わりに下記の内容を使用することにより、奨励対象業種の改定を公布する。

業種	条件	恩典
5.9 デジタル技術サービス(Digital Service) - ソフトウェアプラットフォーム (Software Platform) のサービス - デジタルマネージドサービス (Managed Service) - デジタル・アーキテクチャ設計サービス (Digital Architecture Design Service) - デジタルサービス。例： フィンテック (FinTech)、 デジテック (DigiTech)、 メディテック (MediTech)、 アグリテック (AgriTech) など	1. デジタル技術人員 (Digital Specialist) を採用し、投資金額（土地代および運転資金を除く）が 100 万バーツ以上であること。 2. 委員会が同意したデジタルサービス提供のプロセスを有すること。 3. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 1,000 万バーツ以上のプロジェクトは操業開始期限から 2 年以内に ISO20000 規格もしくはデジタル経済社会省（Ministry of Digital Economy and Society）が同意したその他の規格を取得すること。それを取得できない場合、法人所得税免除恩典を 1 年間取り消す。 4. 奨励されたデジタルサービスに直接関連した販売またはサービス提供から生じた収入は、奨励対象の収入とする。	A 3

業種	条件	恩典
7.9.2.2 デジタル工業団地またはデジタルパーク(Digital Park)	1. 総面積が 5,000 平方メートル以上であること。 2. 委員会が同意したデジタル工業団地またはデジタルパーク開発計画を有すること。詳細は下記の通りである。 2.1 デジタルインフラを有すること。例えば、 - デジタル地区内全域に高速光ファイバーによる基本通信システムを有する。 - デジタル地区と国内・国際通信センターとの間に高速通信システムを有する。 - 連続型予備電気供給システムを有する。 2.2 商業的な研究開発をサポートできるイノベーションの基礎インフラを有すること。 例えば、研究開発室、製造試運転用の場所、マーケットテスト用の場所（Living Lab）、民間向けのイノベーション研究開発センター用のレンタルスペースなど。 2.3 当地区に入居した者への便宜を図るために、会議室、セミナー室などの施設を有すること。	A 1

尚、仏暦 2562 年（2019 年）12 月 18 日より有効とする。

公布日：仏暦 2563 年（2020 年）1 月 15 日

プラユット・チャンオーチャー

首相

投資委員会委員長